

中国における認証手続

北京魏啓学法律事務所
(中国知財法律事務所)

于博聞
中国弁護士



北京魏啓学法律事務所は2008年に創立され、主に知的財産権などの法律業務を取扱う法律事務所である。前身は北京林達劉知識産権代理事務所の法務部である。現在に至るまで、商標権、専利権、著作権、不正競争等を巡る知財侵害紛争及び技術契約などの知財業務などを大量に扱い、数多くの実績及び経験を積んでいる。于博聞氏は2014年に入所以来、数多くの商標、著作権、特許などの知財訴訟事件を担当している。

I. 中国における海外証拠公証・認証制度の概要

2002年4月1日より施行された最高人民法院「民事訴訟証拠に関する若干の規定」(以下、「旧証拠規定」という)第11条では、「当事者が法院に提供した証拠が中華人民共和国領域外で形成されている場合、当該証拠は所在国の公証機関による証明を経るべきであり、かつ中華人民共和国駐当該国大使・領事館による認証を得る、または中華人民共和国と当該所在国の間で締結された関連条約に定めた証明手続を履行しなければならない。当事者が人民法院に提供した証拠は、香港、マカオ、台湾地区で形成されている場合、関連証明手続を履行しなければならない。」と定めている。当該条項では中国の海外証拠に係る公証・認証制度を確立している。

知的財産に係る制度において、対応する法令等の一例として「専利審査指南」があげられる。「専利審査指南」第4部第七章 無効宣告手続における同一の発明創造についての処理 2.2.2 域外証拠および香港・マカオ・台湾地区で形成された証拠の証明手続では、外国で入手した証拠について、所在国の公証機関による公証、および同国の中国大使館または領事館による認証が必要であると定めている。外国人にとり負担が大きいという理由で反対の声がある一方、「専利審査指南」の当該規定は、上記の司法機関による手続原則を踏襲しているので妥当と判断する声もある。

2020年5月1日より施行された改正「最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干の規定」(以下、「新証拠規定」という)第16条では、二種類の海外証拠

に係る形式要件のみ定めている。すなわち、公文書証の公証手続と身分関係に係る証拠の公証・認証手続が必要である。当該規定に基づき、2020年11月18日施行された「最高人民法院による知的財産民事訴訟証拠に関する若干の規定」(以下、「知財証拠規定」第8、9等の条款では、更に知的財産民事訴訟における海外証拠公証・認証手続の免除と簡素化について定めている。

II. 一般民事案件における海外証拠関連規則

「新証拠規定」第16条では、「当事者の提供した公文書証が中華人民共和国領域外で形成されている場合、当該証拠は所在国の公証機関による証明を得るものとし、または中華人民共和国と当該所在国の間で締結した関連条約に定める証明手続を履行しなければならない。」と定めている。中華人民共和国領域外で形成され、かつ身分関係に係る証拠は、所在国の公証機関による証明を経て、かつ中華人民共和国駐当該国大使・領事館による認証を得る、または中華人民共和国と当該所在国との間で締結した関連条約に定める証明手続を履行しなければならない。

「旧証拠規定」と比べて、「新証拠規定」第16条は次のとおり変更されている。
①公証と認証を「行うべき」海外証拠の範囲を縮小し、「新証拠規定」では海外証拠について、一概に公証・認証の証明手続を履行すべきではない。②証拠の種類を区分し、海外公文証拠について、公証の証明手続のみを履行すべきであり、身分関係に係る海外証拠については、公証・認証の証明手続を履行すべきである。③公文証拠および身分関係を除くその他の海外証拠については求めない。

海外証拠に対する公証・認証手続の要求を調整した原因については、主に次のように考えられる。第1、公文証拠と身分関係に係る海外証拠を除き、一般の真実性について証拠調べ手続を通じて検証することができるため、一概に所在国の公証機関による公証、および駐当該国大使・領事館による認証を経ることを求める必要ではない。第2、公文書証について、海外で形成された公文書証が真実であるか否かは人民法院が検証しかねるため、所在国の公証機関による証明を残すことが必要である。第3、身分関係に係る海外証拠の公証・認証手続に対する要求を残したの

は、「民事訴訟法」第264条における授權委任状の要求に基づいているからである。

Ⅲ. 知的財産案件における海外証拠の特殊規定

上述のとおり、「知財証拠規定」において、知的財産民事訴訟における海外証拠の公証・認証手続についての簡素化を定めている。例えば、第8条では次に掲げる状況については、公証・認証手続を必ずしも実施すべきとは定めていない。

- (1) すでに法的効力を生じた人民法院による裁判で確認された内容
- (2) すでに仲裁機構が下した発効裁決で確認された場合
- (3) 政府または公式ルートを通して入手した公開出版物、専利文献など
- (4) その他の証拠により真実性を証明できる場合。

なお、上記(3)については、海外における公開出版物、専利文献などに関する特殊規定に該当する。また、現行の「専利審査指南」上にも同様の規定がある。専利審査指南の第四部分第八章2.2.2の「関連条約に規定された」とは、国家知識産権局またはその他の公式ルートを通して入手した国外出版物、国外文献などが海外証拠に該当し、その出所が国内の公式ルートに該当するため、その真実性を確認することができるという意味である。特にそのうちの海外専利文献は、2014年から国家知識産権局の公式サイトで確認できるようになり、別途、認証手続を履行する必要がなくなった。また、「知財証拠規定」第9条および「専利審査指南」のいずれにも、相手当事者が認める、またはその他の証拠によりその真実性を証明することができる場合、当事者は証明関連手続を行わなくても済むと定めている。したがって、現在、海外証拠に対する証明要求は、専利行政手続と司法手続における証明手続は、ある程度統一されているものである。

なお、商標評審行政手続では、海外証拠に対する立証要求が更に緩和されており、必ずしも公証・認証手続を求めている。「商標評審規則」第41条の規定によれば、当事者が商標評審委員会に提供する証拠が中華人民共和国領域外で形成され、または香港、マカオ、台湾地区で形成されている場合であって、相手当事者が当該証拠の真実性に対して疑いかつ相応する証拠に支えられている場合、もしくは商標評審委員会が必要であると認めた場合は、関連規定に基づき、相応する公証・認証

手続を行わなければならないとされている。商標審査行政手続の中で海外証拠に対して公証・認証に係る厳しい要求に拘っていないことは、現段階で中国の商標行政案件が頻繁に発生し、かつその件数が膨大であることを考慮したからである。また、仮に一方的に公証・認証書類の提出を求めた場合、当事者の立証責任が重くなり、行政手続の効率的な処理に影響を与えるからでもある。

IV. 海外外国語証拠における翻訳問題

「民事訴訟法」第七十条第二項では、「外国語書証を提出する際には、必ず中国語訳文を添付しなければならない。」と定めている。通常、司法手続、または商標もしくは専利に係る行政手続のいずれにおいても、外国語の証拠に該当する場合、公証・認証を求めるか否かは問わず、いずれも中国語訳文の提出が必要であり、または少なくとも証明対象に係る訳文を提出しなければならない。これは「中華人民共和国で通用する言語、文字を使用する」という原則に基づく必須事項である。裁判官が証拠調べを行い、事実確認をする際は、提出された中国語訳文に基づき行われ、外国語の証拠自体に基づいて行われず、当該翻訳は自発的に翻訳機構に依頼する、あるいは自ら翻訳することもできる。仮に当事者が訳文に対して異議を申し立てる場合は、当事者らが共同で翻訳機構にその翻訳作業を依頼することができる。実務においては、一部地区の法院が翻訳の正確性を保証するために、例えば、北京知識産権法院は、外国当事者が訴訟に参加するための授權書類、身分証明などの公証・認証済資料について、北京市高級人民法院の指定した公認翻訳機構にその翻訳業務を依頼する必要があると規定している。

V. まとめ

海外証拠に係る公証・認証制度に対する整理を経て、一般の民事訴訟手続、または知的財産に係る司法と行政手続のいずれにおいても、当事者の便宜を図ると同時に、手続上の効率を高めるために、公文書証と海外身分関係に係る証拠を除き、公証・認証手続に対する強制的な規定がなくなっていることが判った。現地代理人は、海外の証拠に対して、公証・認証などの証明手続を得ていないことを理由に、すぐにその証拠効力を否定することなく、法律規定に基づき、案件の具体的な類型およ

び海外証拠の種類など案件全般の状況を総合し、経験法則と論理的な推察を用い、証拠の真実性と証明力を認定する必要があると考える。

ソース

- ・ 最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干の規定

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20200501.pdf

- ・ 最高人民法院による知的財産民事訴訟証拠に関する若干の規定

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-272241.html>

- ・ 専利審査指南 2010

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20100201.pdf

- ・ 商標評審規則

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20140601_rev.pdf

- ・ 民事訴訟法

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20130101.pdf

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)